

秋田大学学位規程

平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号(以下「省令」という。))第 13 条第 1 項の規定に基づき、秋田大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、秋田大学学則及び秋田大学大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

国際資源学部 学士(資源学)

教育文化学部 学士(学校教育)

学士(地域文化)

医学部 学士(医学)

学士(看護学)

学士(保健学)

理工学部 学士(工学)

学士(理学)

学士(理工学)

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

国際資源学研究科 修士(資源学)

修士(理学)

修士(工学)

教育学研究科 修士(教育学)

医学系研究科 修士(医科学)

修士(看護学)

修士(リハビリテーション科学)

理工学研究科 修士(理学)

修士(理工学)

修士(工学)

4 博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

国際資源学研究科 博士(資源学)

博士(理学)

博士(工学)

医学系研究科 博士(医学)

博士(保健学)

理工学研究科 博士(理学)

博士(理工学)

博士(工学)

5 教職修士(専門職)の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

教育学研究科 教職修士(専門職)

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学学部を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程及び博士前期課程を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、本学大学院博士課程及び博士後期課程を修了した者に対し行う。

2 前項の規定によるもののほか、博士の学位の授与は、本学に学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、前項の課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第5条の2 教職修士(専門職)の学位の授与は、本学大学院専門職学位課程の教職大学院の課程を修了した者に対し行う。

(大学院の課程による者の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出)

第6条 本学大学院の課程による者の学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)は、研究科長に提出するものとする。

2 各研究科長は、前項の学位論文等を受理したときは、国際資源学研究科教授会、教育学研究科委員会、医学系研究科教授会又は理工学研究科教授会(以下「研究科委員会等」という。)にその審査を付託するものとする。

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第7条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容要旨、履歴書及び学位論文審査手数料57,000円の納付を証する書類を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから1年以内に学位の授与を申請する場合は、学位論文審査手数料の納付を免除する。

3 学長は、前2項の申請を受理したときは、研究科委員会等にその審査を付託する者とする。

(学位論文)

第8条 学位論文は、一編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

(学位論文及び審査手数料の返付)

第9条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、これを返付しない。

(審査委員会)

第10条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、研究科委員会等が学位審査委員会を設けて行う。

2 学位審査委員会は、3人以上の審査委員をもって組織する。

3 前項の審査委員（教職修士の審査委員を除く。）は、研究指導担当の教授（客員教授を含むことができる。）とする。ただし、必要があるときは研究科委員会等の議を経て、教授以外の研究指導担当の准教授を審査委員に充てることができる。

4 教職修士の審査委員は、教職大学院の課程を担当する教員とし、教職大学院の課程の専任研究者教員、専任実務家教員を各1名以上含むものとする。

5 学位論文等の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会等の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（審査期間）

第11条 修士の学位に係る学位論文等の審査及び最終試験は在学中に終わるものとし、博士の学位に係る学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文受理後1年以内に終了しなければならない。

（最終試験）

第12条 最終試験は、学位論文等の審査が終わった後に論文等を中心として筆記又は口頭で行う。

（大学院の課程を経ない者の学力確認の方法）

第13条 第10条に係る学力の確認は、外国語及びその専攻学術について、第5条第1項の課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための試問により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学した日から2年以内に論文提出による学位を申請する場合は、学力確認に係る試問を免除することができる。

（審査結果の報告）

第14条 学位審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験又は学力確認の結果を研究科委員会等に報告する。

（研究科委員会等の判定）

第15条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて合格又は不合格を判定する。

2 前項の判定は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（学長への報告）

第16条 各研究科長は、研究科委員会等において前条の判定をしたときは、学位論文等の要旨その他の判定資料を添えて学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第17条 学長は、秋田大学学則第49条の規定により卒業を認定した者に対して、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の決定を行い、所定の学位記を授与する。

（論文要旨等の公表）

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、秋田大学学術情報リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）の利用により公表するものとする。

第18条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則としてリポジトリの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第19条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは秋田大学と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、教授会又は研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与の報告)

第21条 本学において、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記の様式)

第22条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、教授会又は研究科委員会の議を経て学部長又は研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に教育学部及び鉱山学部に在学する者及び平成10年度以降に教育学部又は鉱山学部に編入学、転入学又は再入学する者に学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程施行の際、現に鉱山学研究科に在学する者及び平成14年度以降に鉱山学研究科に転入学又は再入学する者に学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に医学研究科に在学する者及び平成19年度から平成21年度の間医学研究科に転入学又は再入学する者に学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 6 月 12 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 18 条の 2 の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に教育文化学部地域科学課程、国際言語文化課程、人間環境課程及び工学資源学部の各学科に在学する者及び平成 26 年度から平成 27 年度の間に当該課程又は学科に編入学、転入学、再入学、転学部、転課程又は転学科する者に学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に工学資源学研究科に在学する者及び平成 28 年度以降に工学資源学研究科に転入学又は再入学する者に学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

様式第1 第3条の規定により授与する学位記の様式

		第	号
学 位 記			
本籍（都道府県名）			
氏名			
年 月 日生			
〇〇課程			
本学〇〇学部	所定の課程を修めて		
〇〇学科			
本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の			
学位を授与する			
年 月 日			
学部印	秋田大学〇〇学部長	氏	名印
大学印	秋田大学	長	氏
			名印

様式第4 第5条第2項の規定により授与する学位記の様式

○博乙第	号
学 位 記	注
本籍（都道府県名）	
氏名	
年 月 日生	
本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の	
審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で	
博 士 （ ○ ○ ） の 学 位 を 授 与 す る	
年 月 日	
秋 田 大	学 印

備考 注は，研究科名の頭文字を入れる。

